

東京大学総括プロジェクト機構内規

令和8年4月1日

プロボスト裁定

(目的)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第16条、第17条及び第18条に基づく室等について（令和8年3月19日総長裁定）第2条第2項に基づく組織としてプロボストオフィス機構等運営委員会の下に設置される総括プロジェクト機構（以下「機構」という。）の任務、組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 機構は、第4条に規定する組織を統括することを任務とする。

(機構長)

第3条 機構に、機構長を置く。

2 機構長は、プロボストが委嘱し、理事、副学長又は執行役のうちからプロボストが指名する者をもって充てる。

3 機構長は、機構の業務を統括する。

(組織構成)

第4条 機構に、別に定めるところにより、寄付研究部門又は研究部門を置く。

2 機構に、病院機能強化特別プロジェクト室を置く。

(事務)

第5条 機構に関する事務は、本部学術振興企画課で行う。

(補則)

第6条 この内規に定めるもののほか、機構の管理運営等に関し必要な事項は、プロボストオフィス機構等運営委員会の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。